

(証券コード7598)  
平成27年4月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号  
株式会社ナイスクラップ  
代表取締役社長 小 路 順 一

## 第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいませようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年4月22日(水曜日)午後6時30分までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年4月23日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂1丁目12番2号(渋谷マークシティ内)  
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム
3. 目的事項  
報告事項 第33期(平成26年2月1日から平成27年1月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 株式交換契約承認の件
  - 第2号議案 剰余金の処分の件
  - 第3号議案 取締役5名選任の件
4. その他本招集ご通知に関する事項

株主総会参考書類の第1号議案のうち、「パルの定款の定め」及び「パルの最終事業年度に係る計算書類等の内容」は、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.niceclaup.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

## 以 上

---

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.niceclaup.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年2月1日から  
平成27年1月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策や金融緩和策によって、企業収益の改善と雇用環境の改善が見られ、景気は緩やかな回復基調にあるものの、消費税増税後の消費マインドの低下や円安による原材料価格の上昇など、景気の先行きは不透明なまま推移いたしました。

当アパレルないし小売業界におきましては、2月の記録的な大雪や夏場の天候不順等の気候要因に加え、消費税並びに物価上昇の懸念による生活防衛意識の高まり等により、引続き厳しい経営環境となりました。

#### (店舗の展開概況)

当事業年度においては、引続き効率を重視し、直営店の出店7店舗に対し、退店15店舗を行い、8店舗減少の104店舗となりました。ブランド別には以下のとおりであります。

ブランド	出店	退店	ブランド変更	増減	期末店舗数
one after another NICE CLAUP		2	△1	△3	40
natural couture	1	3		△2	10
Rolick		3	△1	△4	0
OUTLET			1	1	19
pual ce cin	1	3		△2	19
ouvrage classe	3		1	4	7
every very nice claup	2			2	3
LIVI it		4		△4	6
合計	7	15	0	△8	104

(ブランド別売上の概況)

当事業年度におけるブランド別売上高は、以下のとおりであります。

ブランド	売上高	前事業年度比	構成比
one after another NICE CLAUP	3,038,902千円	△15.9%	32.9%
natural couture	796,631	△4.2	8.6
Rolick	44,736	△60.9	0.5
OUTLET	2,528,756	5.4	27.4
pual ce cin	1,627,042	0.9	17.6
ouvrage classe	397,467	37.2	4.3
every very niceclaup	146,481	127.8	1.6
LIVI it	436,994	△21.9	4.7
その他	215,851	4.5	2.4
合計	9,232,864	△4.7	100.0

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. その他は、主にロイヤリティ収入等が含まれております。

売上高につきましては、不採算店及び低採算店の退店と真冬に実施するセール販売が低調に推移したこと等により、前事業年度比4.7%減少いたしました。

なお、既存店舗の前事業年度に対する売上高比は、主力ブランド「one after another NICECLAUP」が9.6%減、「OUTLET」が2.5%増、「pual ce cin」が4.4%増となりました。

売上総利益につきましては、原価の見直しによる原価率の改善と商品生産数量の適正化によりプロパー消化率が改善され、売上総利益率が前事業年度より3.3ポイント上昇いたしました。

販売費及び一般管理費につきましては、売上高の減少に伴う店舗経費の減少に加え、不採算店・低採算店の退店等により人件費及び減価償却費が削減され、大幅に減少いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高9,232百万円(前事業年度比4.7%減)、売上総利益5,146百万円(同1.2%増)、営業利益91百万円(前事業年度 営業損失365百万円)、経常利益92百万円(前事業年度 経常損失344百万円)、当期純損失20百万円(前事業年度 当期純損失539百万円)となりました。

② 設備投資等の状況

当事業年度の主な設備投資として、主に直営店の出店及び改装を実施いたしました。その結果、当事業年度の設備投資額は331百万円（敷金及び保証金含む）となりました。

③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 30 期 (平成24年1月期)	第 31 期 (平成25年1月期)	第 32 期 (平成26年1月期)	第 33 期 (当事業年度) (平成27年1月期)
売 上 高 (千円)	10,650,750	9,568,394	9,689,474	9,232,864
経常利益又は経常損失 (千円)	212,295	△348,235	△344,863	92,065
当 期 純 損 失 (千円)	△162,411	△749,626	△539,777	△20,669
1株当たり当期純損失	△15円55銭	△74円05銭	△65円87銭	△2円52銭
総 資 産 (千円)	9,666,599	7,665,788	6,986,373	7,815,511
純 資 産 (千円)	7,303,639	5,785,159	5,170,824	5,116,122
1株当たり純資産	699円35銭	706円05銭	631円07銭	624円40銭

(注) 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき、算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社パルであり、同社は当社の株式を5,092,000株（出資比率62.1%）保有しています。当社と親会社とは、資本業務提携を目的とした基本契約を締結し、経営情報の交換を行っております。

### ② 子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

出店政策として、引続き、低採算店の見直しを積極的に推し進めてまいるとともに、新規出店については効率及び採算を重視して慎重に行ってまいります。また、インターネットによるオンライン販売についても拡大してまいり所存であります。

商品化政策として、昨今見られる天候不順等の外部環境の変化及びファッショントレンドの変化に、商品政策をいかに対応させていくかという課題も抱えております。

また、高感度・高粗利率の商品の供給を推進することにより、価格訴求力と収益力とを同時に追求することを目指してまいります。なお、中国生産が中心となった現在、商品企画から販売までの期間をどれだけ短縮出来るかを中長期的な課題として取組んでまいります。中国以外の生産地の動向についても注視・検討してまいります。

人事政策としては、今後も「人」を重要な経営資源と捉え、優秀な人材確保と、「顧客満足」、「商品情報の第1次入手者」としての販売スタッフの充実を図ることを課題とし、人材採用の強化、研修制度の充実に取組んでまいります。また、人員配置・店舗運営の効率化を推進し、経営資源の最適配置を図るよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年1月31日現在）

当企業集団は、婦人服ならびに関連雑貨、生活雑貨等の企画・販売を直営店中心に行っております。

当社及び関係会社の主な事業内容は以下のとおりであります。

[当社]

会 社 名	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ナ イ ス ク ラ ッ プ	衣料ならびに関連雑貨等の企画・販売

[関連会社]

会 社 名	主 な 事 業 内 容
N I C E C L A U P H. K. L T D.	衣料・衣料関連雑貨の香港での販売（休眠中）
株 式 会 社 マ グ ス タ イ ル	生活雑貨等の企画・販売
上 海 奈 伊 茜 商 貿 有 限 公 司	衣料・衣料関連雑貨の中国等での販売



(6) 主要な事業所等（平成27年1月31日現在）

当社

本 社  
直営店

東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号  
104店

北海道5、東北8、北陸4、東京18、関東20、中  
部11、京阪神23、中国・四国8、九州沖縄7

(7) 従業員の状況（平成27年1月31日現在）

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
290名	△32名	29.6歳	6.4年

(注) 従業員には、アルバイト176名は含めておりません。

(8) 主要な借入先（平成27年1月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	111,800千円
(株) み ず ほ 銀 行	105,310

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 26,864,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 10,834,000株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 1,966名      |
| (4) 上位10名の株主   |             |

株主名	持株数	持株比率
株式会社バル	5,092,000株	62.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	728,300株	8.9%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/ COLLATERAL	389,200株	4.8%
モリリン株式会社	210,000株	2.6%
池上輝幸	109,500株	1.3%
浅沼宏	100,000株	1.2%
後藤弘樹	93,700株	1.1%
池上芳輝	85,500株	1.0%
MSIP CLIENT SECURITIES	73,900株	0.9%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	61,800株	0.8%

(注) 持株比率は、自己株式(2,640,365株)を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況  
(平成27年1月31日現在)  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人などに対して交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年1月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	井 上 英 隆	(株)パル 代表取締役会長 (株)スコッチ洋服店 代表取締役社長
代表取締役社長	小 路 順 一	(株)パル 専務取締役 (株)マグスタイル 代表取締役社長
専 務 取 締 役	杉 山 敏 朗	
取 締 役	松 村 迅	第一事業部長
取 締 役	井 上 隆 太	(株)パル 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	澤 原 道 康	
監 査 役	小 川 憲 久	紀尾井坂テーミス法律特許事務所パートナー
監 査 役	飯万島 宏 明	内神田会計事務所所長
監 査 役	三 原 雅 博	(株)パル 総務部長

- (注) 1. 常勤監査役澤原道康、監査役小川憲久及び飯万島宏明の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2. 監査役飯万島宏明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (—)	44,100千円 (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	15,120千円 (14,520千円)
合 計	7名	59,220千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 平成10年4月27日開催の株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内（ただし、使用人分は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係  
該当事項はありません。

② 主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
常勤監査役	澤原道康	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会17回の全てに出席し、社外の立場から豊富な経験と知見に基づき発言を行っております。
監査役	小川憲久	当期開催の取締役会15回のうち10回に出席し、また当期開催の監査役会17回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	飯万島宏明	当期開催の取締役会15回のうち12回に出席し、また、当期開催の監査役会17回のうち16回に出席し、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

- ③ 社外役員が親会社又は親会社の子会社から支払いを受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

23,100千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,100千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守及び企業人・社会人として求められる社会倫理に則った行動を行うことを企業経営の基礎とし、これを役員及び使用人に徹底する。

そのために、管理部担当役員をコンプライアンス全体に関する統括責任者に任命し、内部統制基本方針の徹底及びグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・改善に努める。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄部門として、監査役会との連携のもと、各部署が法令・定款・内部規程に則り適正かつ円滑に職務執行されているかを代表取締役社長に報告するとともに、適切かつ有効な指導を行うこととする。

また、コンプライアンス違反などの生ずる行為などについての内部報告体制として、内部通報制度を運用する。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書取扱規程」をはじめとする社内規程に基づき、取締役会・役員連絡会等の議事録及び職務執行に係る文書の作成を行い、保存・管理を行うものとする。

なお、取締役・監査役は常時閲覧出来るものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務遂行上の損失の危険管理については、「稟議規程」「経理規程」をはじめとする業務関連規程に定める。

各取締役・部門長は、損失の危険の発生の予防に努めるとともに、発生した損失の危険の度合いにより、取締役会審議、稟議決裁の手続きにより対応するものとする。

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制

毎月1回開催する定例取締役会の他に、必要に応じ臨時取締役会を開催し重要事項に関する決定を行うものとする。

また、週1回をめぐりに常勤取締役及び部門長をはじめとする主要メンバーによる役員連絡会を開催し、職務執行状況及び計画について意見集約を行うものとする。

- (5) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

使用人の異動、評価等は監査役会の意見を尊重し、当該使用人の取締役会からの独立性を確保するものとする。

- (6) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務上重要な事項については監査役に報告するものとし、職務執行に関する法令違反、定款違反、不正行為の事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとし、監査役は必要に応じ、取締役及び使用人に対し、報告を求めることが出来るものとする。

監査役は、当社の業務執行の各会議に出席し、意思決定の過程、業務執行状況を把握するため、必要に応じ取締役及び使用人に対し質問等が出来るものとする。

内部監査部門は、監査役との密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を確保するものとする。

- (7) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の法令等の定めに従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当な要求に対し毅然とした態度で対応することを基本方針とし、役員及び使用人に周知徹底する。

管理部を対応統括部署とし、警察等の行政機関等と連携・協力体制を構築し、情報の収集に努め反社会的勢力の関与の防止を図るものとする。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。また、比率に関しては、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

## 貸借対照表

(平成27年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>6,010,291</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,147,639</b>
現金及び預金	4,873,742	支払手形	1,157,210
売掛金	657,381	買掛金	351,477
商品	448,229	短期借入金	39,813
原材料及び貯蔵品	5,848	1年内返済予定の長期借入金	41,532
前渡金	372	未払金	219,721
前払費用	24,599	未払費用	97,659
未収入金	625	未払法人税等	59,596
その他の金	1,723	預り金	32,071
貸倒引当金	△2,231	賞与引当金	33,741
<b>固定資産</b>	<b>1,805,220</b>	返品調整引当金	410
<b>有形固定資産</b>	<b>302,539</b>	未払消費税等	78,267
建物	238,972	資産除去債	36,021
工具、器具及び備品	54,618	その他	117
土地	4,379	<b>固定負債</b>	<b>551,749</b>
建設仮勘定	4,569	長期借入金	135,765
<b>無形固定資産</b>	<b>6,779</b>	長期未払金	9,080
ソフトウェア	2,090	繰延税金負債	10,727
電話加入権	4,688	退職給付引当金	219,807
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,495,901</b>	資産除去債	176,369
投資有価証券	147,446	<b>負債合計</b>	<b>2,699,389</b>
関係会社株式	20,000	<b>純資産の部</b>	
出資金	217	<b>株主資本</b>	<b>5,122,012</b>
関係会社出資金	15,273	資本金	768,520
長期前払費用	18,910	資本剰余金	807,750
敷金及び保証金	1,276,778	資本準備金	807,750
会員の権利	16,545	<b>利益剰余金</b>	<b>4,358,859</b>
その他の権利	68,221	利益準備金	192,130
貸倒引当金	△67,492	その他利益剰余金	4,166,729
		別途積立金	4,150,000
		繰越利益剰余金	16,729
		<b>自己株式</b>	<b>△813,117</b>
		評価・換算差額等	△5,890
		その他有価証券評価差額金	△5,890
<b>資産合計</b>	<b>7,815,511</b>	<b>純資産合計</b>	<b>5,116,122</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>7,815,511</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(平成26年2月1日から  
平成27年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,232,864
売 上 原 価		4,086,843
売 上 総 利 益		5,146,020
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,054,118
営 業 利 益		91,902
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,096	
有 価 証 券 利 息	290	
為 替 差 益	1,568	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	7,600	
そ の 他	3,321	16,876
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,678	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4,030	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	9,929	
そ の 他	1,074	16,712
経 常 利 益		92,065
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	15,138	15,138
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,065	
減 損 損 失	69,070	71,136
税 引 前 当 期 純 利 益		36,068
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	59,210	
法 人 税 等 調 整 額	△2,472	56,737
当 期 純 損 失		△20,669

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成26年2月1日から  
平成27年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	768,520	807,750	192,130	4,500,000	△271,632
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△40,968
当 期 純 損 失					△20,669
自 己 株 式 の 取 得					
別 途 積 立 金 の 取 崩				△350,000	350,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△350,000	288,362
当 期 末 残 高	768,520	807,750	192,130	4,150,000	16,729

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△813,110	5,183,656	△12,832	5,170,824
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△40,968		△40,968
当 期 純 損 失		△20,669		△20,669
自 己 株 式 の 取 得	△6	△6		△6
別 途 積 立 金 の 取 崩		—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			6,942	6,942
当 期 変 動 額 合 計	△6	△61,644	6,942	△54,702
当 期 末 残 高	△813,117	5,122,012	△5,890	5,116,122

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資については、当該投資事業有限責任組合及びこれに類する組合の直近の決算書の当社持分割合で評価、その他については移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～42年

工具、器具及び備品 6年

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### (3) 長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準
- |         |   |
|---------|---|
| 貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金   | 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき金額を計上しております。                                   |
| 返品調整引当金 | 売上済み商品の返品の損失に備えるため、決算の直近2ヶ月間の卸売上金額に対し、直近2事業年度の返品率及び当事業年度の売買利益率を乗じた金額を計上しております。        |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。  |
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
- ②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生した翌事業年度から費用処理することとしております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。
5. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権	2,894千円
関係会社に対する短期金銭債務	2,220千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	980,922千円
3. 保証債務	
関係会社の仕入債務等に対する債務保証	1,732千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	23,120千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 10,834,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,640,345	20	—	2,640,365

(注)株式数の増加20株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

平成26年4月24日の定時株主総会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	40,968千円
1株当たり配当額	5円
基準日	平成26年1月31日
効力発生日	平成26年4月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	40,968千円
1株当たり配当額	5円
基準日	平成27年1月31日
効力発生日	平成27年4月24日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	千円
商品評価損	43,229
未払事業税	3,173
賞与引当金	12,025
役員退職慰労引当金	3,236
退職給付引当金	78,339
資産除去債務	75,696
有価証券評価損	2,160
繰越欠損金	387,432
その他	81,966
繰延税金資産小計	687,259
評価性引当額	△687,259
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△10,727
繰延税金負債合計	△10,727
繰延税金負債の純額	△10,727

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、必要資金については概ね自己資金を充てておりますが、一部銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うとともに、必要に応じ取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券は、投資事業組合への出資金及び投資ファンドであり、それぞれ投資先の事業リスク及び為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、投資事業組合については定期的に財務状況を把握しており、投資ファンドについては随時市場価格の把握を行っております。

敷金及び保証金は、主に店舗の出店による賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結に際し差入先の信用状況を把握するとともに、信用状態が危惧される状況になった際は、速やかに回収を図ることに努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

借入金は、全て銀行よりの借入金であり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、市場金利の動向に注視し銀行との交渉にあたっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,873,742	4,873,742	—
(2) 売掛金	657,381	657,381	—
(3) 投資有価証券	86,700	86,700	—
(4) 敷金及び保証金	1,276,778	1,269,905	△6,873
資産計	6,894,603	6,887,729	△6,873
(1) 支払手形	1,157,210	1,157,210	—
(2) 買掛金	351,477	351,477	—
(3) 未払金	219,721	219,721	—
(4) 長期借入金 (※)	177,297	177,297	—
負債計	1,905,706	1,905,706	—

(※)1年以内返済予定の長期借入金は (4) 長期借入金に含めております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

市場価格または取引金融機関から提示された価格を時価としております。

#### (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、信用リスクが僅少であるため回収予定額を回収見積り期間に対応する安全債券の利率で割引いて算出する方法によっております。

#### 負 債

#### (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額
投資有価証券	
投資事業組合出資金	60,746

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(持分法損益等に関する注記)

(1) 関連会社に対する投資の金額	35,273千円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	107,325千円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	29,614千円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	624円40銭
2. 1株当たり当期純損失	△2円52銭

(重要な後発事象)

株式会社バルによる当社の完全子会社化に関する株式交換契約の締結について

当社は、平成27年3月10日開催の取締役会において、株式会社バル（以下、「バル」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしました。

(1) 本株式交換の目的

バルは、「常に新しいファッションライフの提案を通して社会に貢献する」を社是とし、その実現に向け、商品、サービス、販売技術、財務体質や社員の質など全てにおいて、お客様はもとより、株主の方々、お取引先様といったステークホルダーの皆様から認められる企業として成長し、信頼を確立することを基本としています。

当社は、「お客様と満足と感動を共有します」を合言葉に、「one after another NICECLAUP」をはじめとするブランドを展開し、ものづくり及び販売を行ってまいりました。

パルと当社は、平成14年5月21日に資本業務提携契約を締結し、その後平成17年9月22日にはパルが当社の主要株主より当社の株式を取得し、当社を連結子会社化するなどの資本関係強化を図ってまいりました。以降、両社の独自性を維持しつつ、パルの持つローコストの店舗運営や商品企画プラットフォームの効率化等の経営ノウハウの当社への提供、両社間での出店戦略の共有化、積極的な人事交流、商品企画戦略に関する協力等を通じて、両社の企業価値の最大化を目指す取り組みを進めております。また、平成24年4月には、当社の創業者であった代表取締役社長が、任期満了に伴い、当社の代表取締役社長及びパルの取締役を退任し、パルの専務取締役と当社の取締役を兼任していた小路順一が、その後任として、当社の代表取締役社長に就任しました。以降、当社においては、パルの連結子会社として実施可能な協働を進めることに注力し、パルグループとしてのネットワークの強化、商品の製造・販売に係るビジネスモデルの大改革を断行、経理面や人事評価体系のプラットフォームも共有化するなど、パルの経営スタイルとの整合性を高めてまいりました。

国内においては、経済政策により本格的な景気回復に対する期待感が高まっておりますが、アパレルあるいは小売業界におきましては、消費意欲は依然として低水準にとどまり、厳しい経営環境が続いております。このような現状認識のもと、パルは、アパレル・小売業界を取り巻く厳しい経営環境に対応すべく、パルグループの持つ経営資源を最大限に活用し、経営戦略を機動的かつ効率的に実行できる体制の構築を可能とし、その結果、店舗の退店に係るパルグループとしての交渉、物流の一元化、生産面でのリソースの共有及び情報システムの統合など、様々な面でグループ・シナジーの最大化を図ることを目的として、本株式交換を行うことを決定いたしました。

当社は、上記目的をパルと共有し、店舗運営面やマーチャンダイジング効率化等における経営ノウハウをより一層活用することが良策であると判断し、本株式交換を行うことを決定いたしました。

## (2) 本株式交換の方式

パルを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。

なお、本株式交換は、パルについては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、パルの株主総会による承認を受けずに、当社については、平成27年4月23日開催予定の当社の定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成27年6月1日を効力発生日として行われる予定です。

## (3) 本株式交換の日程

本株式交換契約承認定時株主総会基準日（ナイスクラブ）	平成27年1月31日
本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成27年3月10日
本株式交換契約締結日（両社）	平成27年3月10日
本株式交換契約承認定時株主総会開催日（ナイスクラブ）	平成27年4月23日（予定）
最終売買日（ナイスクラブ）	平成27年5月26日（予定）

上場廃止日（ナイスクラップ）	平成27年5月27日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成27年6月1日（予定）

（注）1. 本株式交換において、パルは、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに行う予定です。

（注）2. 上記日程は、本株式交換の手続の進行等に応じて必要があるときは、両社の合意に基づき変更されることがあります。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容

当社の普通株式1株に対して、パルの普通株式0.11株を割当て交付いたします。ただし、パルが保有する当社の普通株式5,092,000株（平成27年3月10日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(5) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠

①算定の根拠

本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、パルは大和証券を、ナイスクラップはSMB C日興証券を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

②算定機関との関係

大和証券及びSMB C日興証券はいずれも、パル及びナイスクラップから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年3月18日

株式会社ナイスクラップ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 ㊤  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナイスクラップの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年3月10日開催の取締役会において、株式会社パルを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年2月1日から平成27年1月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年3月19日

株式会社ナイスクラップ監査役会

常勤監査役（社外監査役） 澤 原 道 康 ㊟

社外監査役 小 川 憲 久 ㊟

社外監査役 飯万島 宏 明 ㊟

監 査 役 三 原 雅 博 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 株式交換契約承認の件

当社は、平成27年3月10日開催の取締役会において、株式会社パル（以下、「パル」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしました。つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

#### 1. 本株式交換の目的

パルは、「常に新しいファッションライフの提案を通して社会に貢献する」を社是とし、その実現に向け、商品、サービス、販売技術、財務体質や社員の質など全てにおいて、お客様はもとより、株主の方々、お取引先様といったステークホルダーの皆様から認められる企業として成長し、信頼を確立することを基本としています。

当社は、「お客様と満足と感動を共有します」を合言葉に、「one after another NICECLAUP」をはじめとするブランドを展開し、ものづくり及び販売を行ってまいりました。

パルと当社は、平成14年5月21日に資本業務提携契約を締結し、その後平成17年9月22日にはパルが当社の主要株主より当社の株式を取得し、当社を連結子会社化するなどの資本関係強化を図ってまいりました。以降、両社の独自性を維持しつつ、パルの持つローコストの店舗運営や商品企画プラットフォームの効率化等の経営ノウハウの当社への提供、両社間での出店戦略の共有化、積極的な人事交流、商品企画戦略に関する協力等を通じて、両社の企業価値の最大化を目指す取り組みを進めております。また、平成24年4月には、当社の創業者であった代表取締役社長が、任期満了に伴い、当社の代表取締役社長及びパルの取締役を退任し、パルの専務取締役と当社の取締役を兼任していた小路順一が、その後任として、当社の代表取締役社長に就任しました。以降、当社においては、パルの連結子会社として実施可能な協働を進めることに注力し、パルグループとしてのネットワークの強化、商品の製造・販売に係るビジネスモデルの大改革を断行、経理面や人事評価体系の



プラットフォームも共有化するなど、パルの経営スタイルとの整合性を高めてまいりました。

国内においては、経済政策により本格的な景気回復に対する期待感が高まっておりますが、アパレルあるいは小売業界におきましては、消費意欲は依然として低水準にとどまり、厳しい経営環境が続いております。このような現状認識のもと、パルは、アパレル・小売業界を取り巻く厳しい経営環境に対応すべく、パルグループの持つ経営資源を最大限に活用し、経営戦略を機動的かつ効率的に実行できる体制の構築を可能とし、その結果、店舗の出退店に係るパルグループとしての交渉、物流の一元化、生産面でのリソースの共有及び情報システムの統合など、様々な面でグループ・シナジーの最大化を図ることを目的として、本株式交換を行うことを決定いたしました。

当社は、上記目的をパルと共有し、店舗運営面やマーチャンダイジング効率化等における経営ノウハウをより一層活用することが良策であると判断し、本株式交換を行うことを決定いたしました。

このたびの施策により、パルグループは、グループ会社間の連携をより一層強化し、効率的かつ迅速な意思決定に基づくグループ経営を実現することで、企業の成長スピードを高め、グループ全体としての企業価値を高めてまいります。また、本株式交換で新たにパルの普通株式を保有することとなる当社の株主の皆様に対しては、パルグループの企業価値向上により、従来以上の株主利益還元を享受いただけるよう努めてまいります。

さらに、当社は、平成10年12月に株式の店頭登録をして以来、多くの株主の皆様にご多大なご支援をいただき成長をしてまいりました。特に、平成14年5月のパルとの資本業務提携以降、パルグループとの店舗出店、商品企画及び市場環境等の情報交換を中心にシナジー効果を発揮し、企業価値の向上に努めてまいりました。また、平成24年4月に、パルの専務取締役である小路順一が当社の代表取締役社長に就任し、新ブランドの展開、積極的な不採算店・低採算店の退店等をはじめとする営業面での改革と合わせ、従業員の意識改革に努めてまいりました。平成25年1月期には連結営業損失375百万円（単体営業損失352百万円）、平成26年1月期には営業損失365百万円を計上することとなったものの、平成27年1月期は、改革の成果の具現化及び生産量のコントロール等により粗利益率が改善（平成26年1月期52.5%、平成27年1月期55.7%）し、また、不採算店・低採算店の退店により販売費及び一般

管理費が減少し、営業利益91百万円と回復基調となりました。このように、パルの連結子会社として進めてきた上記の改革は徐々に成果をあげつつあるところではありますが、今般の、変化が激しく、厳しい経営環境に鑑みますと、本株式交換によりパルの完全子会社となることで、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速かつ柔軟に構築するとともに、パルグループとして事業連携と競争力の強化を図り、より安定的に企業価値の向上に取り組んでいくことが最善であると考えております。これにより、パルの株式を取得することとなる当社の株主の皆様を含め、ステークホルダーの皆様のご期待に応えていきたいと考えております。

## 2. 本株式交換契約の内容の概要

当社が、パルとの間で平成27年3月10日付で締結した株式交換契約の内容は次のとおりであります。

### 株式交換契約書（写）

株式会社パル（以下「甲」という。）と株式会社ナイスクラブ（以下「乙」という。）とは、平成27年3月10日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となるため、本契約の定めに従い、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

#### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社パル

住所：大阪市中央区北浜三丁目5番29号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ナイスクラブ

住所：東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号

### 第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲の保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に0.11を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の株主（但し、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.11株の割合をもって割り当てる。
3. 前項に従い乙の各株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- |                |                            |
|----------------|----------------------------|
| （1）増加する資本金の額   | 金0円                        |
| （2）増加する資本準備金の額 | 会社計算規則第39条第1項の規定する株主資本等変動額 |
| （3）増加する利益準備金の額 | 金0円                        |

### 第5条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、平成27年6月1日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに開催される株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2. 乙は、平成27年4月23日開催予定の定時株主総会（以下「株式交換契約承認株主総会」という。）において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、株式交換契約承認株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、予め協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 乙は、前項に拘らず、平成27年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、株式交換契約承認株主総会における承認を得て、1株あたり5円を上限として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲は、第1項に拘らず、平成27年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、平成27年5月27日開催予定の定時株主総会における承認を得て、1株あたり65円を上限として、剰余金の配当を行うことができる。
4. 乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、本契約締結日において乙が有する自己株式及び基準時までに乙が保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得することとなる自己株式を含む。）を、基準時をもって消却するものとする。

#### 第8条（株式交換条件の変更及び株式交換の中止）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第9条（本契約の効力）

本契約は、次の各号の一に該当する場合には、その効力を失う。

- （1）第6条第1項但書に規定する場合において、効力発生日の前日までに、同但書に定める甲の株主総会の承認が得られない場合。
- （2）効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株式交換契約承認株主総会の承認が得られない場合。
- （3）第8条に従い本契約が解除された場合。
- （4）その他本株式交換に必要となる法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日の前日までに得られない場合。

## 第10条（準拠法及び紛争解決）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙別途協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

甲： 大阪市中央区北浜三丁目5番29号  
株式会社パル  
代表取締役社長 井上 隆太 ⑨

乙： 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号  
株式会社ナイスクラブ  
代表取締役社長 小路 順一 ⑨

3. 会社法施行規則第184条第1項各号（第5号及び第6号を除く）に定める内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

① 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

(i) 本株式交換に係る割当ての内容

	株式会社パル (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.11

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、パルの普通株式0.11株を割当て交付いたします。ただし、パルが保有する当社の普通株式5,092,000株（平成27年3月10日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

パルは、本株式交換に際して、パルの普通株式341,179株（予定）を、パルが当社の発行済株式の全て（ただし、パルが保有する当社の普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（ただし、パルを除きます。）に対して、その保有する当社の普通株式に代えて、上記割当比率に応じて割当て交付する予定ですが、交付する株式はパルが保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項の規定に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、パルの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになる当社の株主の皆様につきましては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするパルの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。パルの単元未満株式を保有することになる株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、パルの単元未満株式を保有する株主の皆様が、パルに対しその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及びパルの定款の規定に基づき、パルの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数の普通株式をパルから買い増すことを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、パルの普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のパルの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(ii) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

上記1.「本株式交換の目的」に記載のとおり、パルと当社は、変化が激しく、厳しい経営環境の中、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速かつ柔軟に構築するとともに、パルグループとして事業連携と競争力の強化を図ることが必要という共通の認識を有するに至り、平成26年12月頃、両社は、パルを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換について検討を開始しました。そして、複数回にわたる協議・交渉を重ねたうえで、平成27年3月10日、パルと当社は、相互に一層の相乗効果を引き出し、当社及びパルグループ全体の企業価値を向上させることを目的として、本株式交換を行うことを決定いたしました。

上記3.に記載の株式交換比率については、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、パルは大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）を、当社はSMBC日興証券株式会社（以下、「SMBC日興証券」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言を踏まえて、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえて慎重に交渉・協議を重ねました。その結果、それぞれ上記3.に記載の株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、当該株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。



#### イ. 算定期間との関係

大和証券及びSMB C日興証券はいずれも、パル及び当社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### ウ. 算定の概要

本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、パルは大和証券を、当社はSMB C日興証券を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

大和証券は、パル及び当社の普通株式の株式交換比率について、それぞれ金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法（平成27年3月9日を算定基準日として、算定基準日における両社の東京証券取引所における株式の普通取引の終値並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定しています。）による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定を行っております。DCF法では、パル及び当社各社より提供された財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。

パル株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.095 ～ 0.107
DCF法	0.102 ～ 0.123

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて当社の事業見通し及び財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

一方、SMBC日興証券は、パル及び当社の普通株式の株式交換比率について、それぞれが金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法（平成27年3月9日を算定基準日として、算定基準日から遡る東京証券取引所JASDAQ（以下、「JASDAQ」といいます。）における6営業日（当社により「通期業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成27年2月27日の翌営業日である平成27年3月2日から算定基準日までの期間）、1ヶ月間及び3ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定しています。）による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法による算定を行っております。DCF法では、パルについては、パルが作成した平成27年2月期から平成32年2月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しており、割引率は6.20%～7.20%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0.00%としております。一方で、当社について、当社が作成した平成27年1月期から平成32年1月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しており、割引率は8.58%～9.58%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0.00%としております。

パル株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.100 ～ 0.107
DCF法	0.099 ～ 0.121

SMB C日興証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、当社の事業見通し及び財務予測については、当社の経営陣により現時点でなしうる最善の予測判断に基づき合理的かつ適切に作成されていることを前提としております。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がSMB C日興証券に提供した利益計画では、平成28年1月期以降、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、徹底した52週マーチャンダイジング及びプロモーション強化による既存店舗の売上拡大に加え、採算性を考慮した店舗出店による売上増と、現在当社が行っている積極的な不採算店舗・低採算店舗の撤退とそれに伴う店舗運営の効率化に伴う販管費の圧縮により、平成28年1月期から平成30年1月期にかけて売上高及び利益の増加に寄与すると見込まれることから、営業利益（平成27年1月期91百万円）がそれぞれ前事業年度対比で、平成28年1月期は62百万円増、平成29年1月期は66百万円増、平成30年1月期は70百万円増になると見込んでいるものです。

②パルの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換の対価にはパルが有する自己株式を充当するため、本株式交換に際して、パルの資本金及び準備金の額は変動しません。

③交換対価としてパルの普通株式を選択した理由

本株式交換により当社の株主の皆様には割り当てられるパルの普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換後も取引が可能であることから、当社株式を910株以上保有し、本株式交換によりパルの単元株式数である100株以上のパルの株式の割当てを受ける株主の皆様に対しては、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性は確保できるものと考えています。ただし、910株未満の当社の株式を保有する株主の皆様には、パルの単元株式数である100株に満たないパルの普通株式が割り当てられます。これらの単元未満株式については、東京証券取引所において売却することはできませんが、上記3.(1)①(i)(注3)に記載のとおり、パルに対しご所有の単元未満株式の買取・買増を請求することができます。また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取り扱いの詳細については上記3.(1)①(i)(注4)をご参照ください。

#### ④当社株主の利益を害さないように留意した事項

##### (i) 公正性を担保するための措置

本株式交換においては、パルはすでに当社の総株主の議決権の62.15%（発行済株式数の47.00%）を保有し、当社はパルの連結子会社に該当することから、公正性を担保する必要があると判断しました。そのため、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、上記4.（1）に記載のとおり、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、上記3.に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催のそれぞれの取締役会で決議いたしました。なお、パル及び当社は、いずれも、第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、本株式交換の法務アドバイザーとして、パルは弁護士法人大江橋法律事務所を、当社は柳田国際法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、それぞれ法的助言を受けております。

##### (ii) 利益相反を回避するための措置

###### ア. 当社における、利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、パルの代表取締役会長を兼務している井上英隆氏及びパルの代表取締役社長を兼務している井上隆太氏は、パルの代表権を有し、パルにおいて業務を執行しているため、当社における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、本株式交換に係る当社の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場でパルとの本株式交換についての協議及び交渉にも参加しておりません。また、当社の取締役のうち、小路順一氏も、同様にパルの専務取締役を兼務していますが、パルの立場で当社との本株式交換についての協議及び交渉に関与しておりませんので、取締役会の定足数を確実に満たすため、当社の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しております。

ただ、利益相反の恐れを回避する観点から、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まず、当社の取締役5名のうち、上記3名を除く2名の取締役により、本株式交換に関する審議を行い、その全員一致で本株式交換に関する議案を承認可決したうえで、その後、当該2名の取締役に小路順一氏を加えた3名の取締役によりあらためて本株式交換に関する審議を行い、その全員一致で本株式交換に関する議案を承認可決しております。

また、当社の監査役のうち、パルの総務部長を兼務する三原雅博氏は、利益相反を回避する観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておりません。当社の監査役のうち、上記1名を除く監査役3名が本株式交換に係る当社の取締役会に出席し、その出席した監査役全員が本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

イ. 当社における、利害関係を有しない第三者からの意見の取得

当社の取締役会は、本株式交換を検討するにあたり、パルと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている澤原道康氏、小川憲久氏及び飯万島宏明氏の3名に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換の目的の正当性、本株式交換における交渉過程の公正性、本株式交換に係る割当比率の公正性の観点から、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かに関する検討を依頼しました。

澤原道康氏、小川憲久氏及び飯万島宏明氏の3名は、SMBC日興証券が作成した株式交換比率算定書その他の本株式交換に関連する各種資料及び関係者からの説明聴取の内容を踏まえ本株式交換に関して慎重に検討した結果、①当社が、これまでパルの連結子会社として行われてきた諸施策をより一層深化させ、機動的な意思決定や経営リソースの有効活用など、両社が一体となったさらなる改革を推し進めることを企図することは十分合理性が認められ、完全子会社化後の当社において想定されている事業構造改革を実現していくことができれば、当社の企業価値の向上を期待することができることなどから、本株式交換により当社の企業価値の向上があると認められ、本株式交換の目的は正当であること、②本株式交換において、各当事者がそれぞれ独立した外部専門家からの助言等を取得していること、当社は、パルからの本株式交換比率の提示に対し、少数株主の利益保護の観点から対案となる交換比率をパルに対して提示し、本株式交換比率を引き上げるための実質的な協議・交渉を行っていることなどから、本株式交換に係る交渉過程の手続は公正であること、③SMBC日興証券における株式交換比率の算定の方法及び経過において特に不合理な点は認められず、上記のとおり、本株式交換に係る交渉過程の手続は公正であると認められるため、本株式交換比率は、かかる公正な交渉の結果として決定されたものであると認められることなどから、本株式交換比率は公正であること、④上記①ないし③のことから、本株式交換に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断される旨の意見書を平成27年3月10日付で当社の取締役会に提出しています。

当社は、以上の当社における取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、当社の法務アドバイザーである柳田国際法律事務所から法的助言を受けております。

(2) 交換対価について参考となるべき事項

① パルの定款の定め

パルの定款は、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.niceclaup.co.jp/>) に掲載しております。

② 交換対価の換価の方法に関する事項

(i) 交換対価を取引する市場

東京証券取引所市場第一部

(ii) 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

各証券会社

③ 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換の公表日（平成27年3月10日）の前営業日の東京証券取引所市場第一部におけるパルの普通株式の終値は、3,525円です。なお、東京証券取引所市場第一部におけるパルの普通株式の最新市場価格等については、東京証券取引所のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/>) 等にてご覧いただけます。

④ パルの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

パルは、有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

(3) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性の相当性に関する事項

該当事項はありません。



(4) 計算書類等に関する事項

① パルの最終事業年度に係る計算書類等の内容

パルの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.niceclaup.co.jp/>) に掲載しております。

② 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(i) 当社

該当事項はありません。

(ii) パル

該当事項はありません。

## 第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金から株主の皆様への配当を実施するため、次のとおり別途積立金を取り崩したいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 100,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 100,000,000円

### 2. 期末配当に関する事項

当社は、業績の進捗状況、将来展望等を総合的に勘案し、財務体質の確保を図りながら、配当性向を重要視した配当政策を基本としております。

これに基づき、当期の配当金につきましては、下記のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその種類  
当社普通株式1株につき金5円 総額40,968,175円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年4月24日

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役5名全員は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	井上 英隆 (昭和10年9月13日)	昭和48年10月 株式会社バル設立 代表取締役社長 昭和56年5月 英・インターナショナル株式会社 代表取締役社長（現任） 平成15年4月 当社取締役会長（現任） 平成16年4月 株式会社マグスタイル 取締役（現任） 平成20年5月 株式会社バル 代表取締役会長（現任） 平成22年5月 株式会社バレリー 代表取締役会長 （現任）  重要な兼職の状況 ・株式会社バル 代表取締役会長 ・株式会社スコッチ洋服店 代表取締役社長	一株
2	小路 順一 (昭和38年4月4日)	昭和61年3月 株式会社バル入社 平成13年5月 同社取締役 平成16年4月 株式会社マグスタイル 代表取締役社長 （現任） 平成16年4月 当社取締役 平成19年3月 株式会社バル 専務取締役（現任） 平成24年4月 当社代表取締役社長（現任）  重要な兼職の状況 ・株式会社バル 専務取締役 ・株式会社マグスタイル 代表取締役社長	一株
3	杉山 敏朗 (昭和31年9月18日)	平成3年11月 当社入社 平成6年4月 経理部長 平成9年4月 当社取締役 平成11年12月 管理部長 平成16年4月 株式会社マグスタイル 取締役（現任） 平成24年4月 当社専務取締役（現任）	30,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	松 村 迅 (昭和47年12月29日)	平成7年4月 当社入社 平成16年2月 ワンアフターアナザーナイスクラブ 事業部長 平成17年4月 当社取締役 (現任) 平成24年4月 第一事業部長 (現任)	2,000株
5	井 上 隆 太 (昭和40年6月8日)	平成7年5月 株式会社パル入社 平成7年5月 同社取締役 平成19年3月 同社専務取締役 平成20年5月 同社代表取締役社長(現任) 平成24年4月 当社取締役 (現任)  重要な兼職の状況 ・株式会社パル 代表取締役社長	一株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

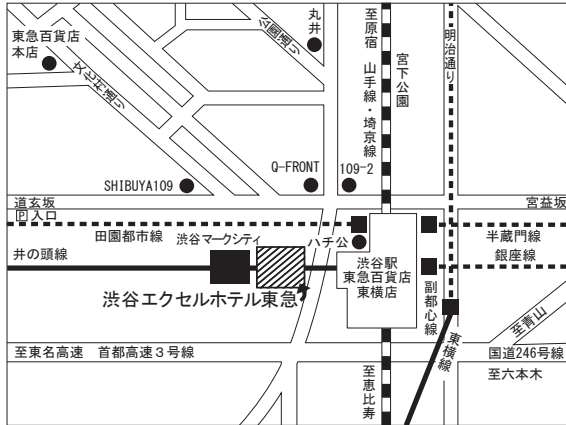
---

---

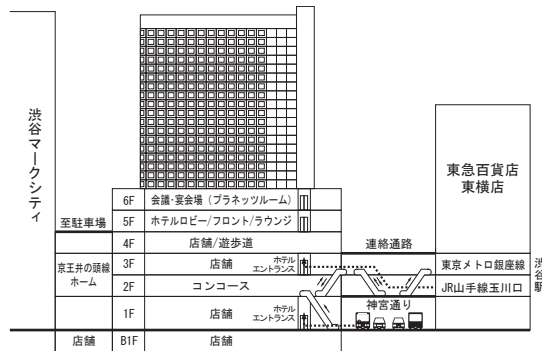


# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区道玄坂1丁目12番2号（渋谷マークシティ内）  
 渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム  
 電 話 03-5457-0109



交通機関 JR（山手線・埼京線）、東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線、東急東横線・田園都市線「渋谷駅」直結、京王井の頭線「渋谷駅」上部



1階又は3階からエクセルホテル専用エレベーターにて6階にお越し下さい。